

研究主題 19世紀ドイツにおける政治的カトリシズムの形成と展開
～近代国家における政教関係に関する一考察～

要約：歴史学及び世界史教育においてはこれまで、近代化＝世俗化・政教分離という理解が一般的であったが、19世紀以降のドイツ史においてはカトリシズムが活発な政治運動を展開し、ドイツ国民国家形成に対する批判的勢力としての存在感を示し続けた。「近代」の複雑な多面性の理解を促す要素の一つとして、従来の世俗化論を脱した政教関係についての考察を行った。

キーワード：世界史教育、近代、宗教、カトリシズム、ドイツ

I はじめに

「ドイツ人」とは何か。どのような人々をいつの時代から「ドイツ人」と呼ぶべきなのか。世界史教育において近代以前のドイツ史を扱う際には上記のような困惑が生じることがあるが、それは何もドイツ史だけに限ったことではない。その原因としては、世界史教育に限らず、歴史叙述全般に近代以降の国民国家イメージが色濃く反映されていることが考えられる。それは「歴史」の叙述それ自体が歴史的な被制約性（歴史的な文脈＝コンテクストへの依存性）を免れ得ないからであり、「世界史」という思想もまた近代の所産であるために、「近代」の政治・経済・文化の諸制度や諸思想を正当化する傾向を拭い切れないからである。そうであるとすれば、「世界史」教育における歴史叙述もまた「近代」を批判的に検証し相対化しているとはいえないであろう。世界史教育において「歴史叙述の歴史的な被制約性」にどのように向き合うべきかは、教育現場の教師だけでは解決の難しい問題であり、教育と研究、教師

と研究者の相互の活発な対話が必要であるが、本研究はその対話の試みの一例である。

II 研究の目的

世界史教育において、また歴史学においても従来近代国家における宗教の役割については、今まで十分考察の対象とはなっていない。その背景には、これまで宗教社会学をはじめとして「近代化＝世俗化」、「世俗化＝脱宗教化」という考え方、すなわち近代化によって宗教は衰微し、その社会的な影響力を失っていくという考え方が支配的であったことがある。しかし1960年代以降、宗教社会学においては従来の「世俗化論」の見直しが行われてきており、歴史学においても「近代」における宗教の役割が問い直されるようになってきている。また、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロに代表されるように、近年宗教が世界情勢に与える影響が注目されるようになり、2006年の教育基本法改正においても、「宗教に関する一般的な教養」が尊重されなければ

ならない旨が明記された。

1980年以降の世界各地の宗教の再活性化に注目した宗教社会学者ホセ・カサノヴァは「宗教の脱私事化」による「再公共化」の考え方によって従来の世俗化概念の問い直しを提起しているが、本研究はカサノヴァの問題意識を共有しつつ、19世紀のドイツにおけるカトリシズムの政治化運動（「政治的カトリシズム、Politischer Katholizismus」）の分析を通して、従来の「世俗化論」に包摂されない近代国家における政教関係についての新たな知見を獲得すると同時に、従来日本のドイツ史研究ではあまり注目されてこなかったカトリックの研究を通してプロイセン的あるいはプロテスタントのドイツとは異なる視点から近代ドイツ史の多様性を明らかにすることを目的とするものである。

III 論文構成

序章 問題の所在—研究の方法と目的—

第1章 三月前期におけるドイツ史の概観

第1節 高校世界史教育からの問題提起

第2節 「ドイツ人」意識の形成

第3節 フランス革命から1848年革命までの概観

第2章 政治的カトリシズムの誕生と展開

第1節 「政治的カトリシズム」に関する先行研究の概観

第2節 19世紀前半のカトリシズムの動向

第3節 三月前期のドイツにおけるカトリシズムの動き

第4節 三月前期のドイツにおけるプロテスタント主義の動き

第3章 フランクフルト国民議会における政治的カトリシズム

第1節 カトリックの党派形成とカトリック諸派

第2節 ドイツ国民の基本権

第3節 基本権第3章第14条—教会の国家

からの独立をめぐる議論

第4節 第14条の採決とその後の展開

終章 近代国家と宗教

第1節 政治的カトリシズムから中央党へ

第2節 近代国家と宗教

第3節 本研究の成果と今後の課題

IV 研究の内容

第1章では、近代における「ドイツ人」意識の形成過程を分析した。ベネディクト・アンダーソンが『想像の共同体』を著した1980年代以降、近代国民国家のイデオロギー性を明らかにする研究が諸学問においてさかんになったが、「ネイション(Nation, 国民)」としての「ドイツ人(Das deutsche Volk)」という枠組みもまた19世紀の近代国民国家形成過程において生まれたものである。まず、18世紀末の啓蒙主義の時代にドイツ語による言語共同体を核とする「文化的ドイツ」が意識され、その意識がナポレオンの支配に対する抵抗を通して政治化し、「教養市民層」を中心として19世紀に高まった自由主義的市民運動を基礎として「政治的ドイツ」の統一が志向されるようになった。それに伴って「Volk」は「ネイション、国民」としての意味を獲得していくようになる。

第2章では、「政治的カトリシズム」の先行研究の概観を行い、ドイツにおけるカトリシズムの運動の政治化の背景を分析した。ドイツのカトリック諸邦は、1803年の聖界領消滅によって多くはプロテスタント諸邦に併合された。そのためカトリシズムはプロテスタント諸邦で少数派に立たされ、教会の地位及び信徒の生活の防衛を迫られた。同じく世俗化にさらされたローマ教会は反動化の傾向を強めるが、ドイツをはじめ周辺カトリック諸国ではウルトラモンタニズムと自由主義カトリシズムが新たに高揚し、ベルギーの自由主義的憲法やフランスのラムネの活動にその成果を残した。ドイツにおいても結

婚や教育をめぐるプロイセン政府とカトリック教会の対立から1837年に「ケルン教会紛争」が起こり、それ以後カトリシズムが徐々に政治的党派として結集を始めていた。その背景には、従来いわれていたような「近代化＝政教分離」の図式とは逆に、近代国家形成へと向かうドイツ諸邦において、中央集権化政策の一環としての国家教会主義、すなわち宗教に対する国家統制が強化されたことがあった。とくにプロイセンではプロテスタンティズムと国家の一体化が体系的に進められ、公教育の整備と相まって、プロテスタント教会は国家による「民衆陶冶」のシステムの一部としての機能を有するようになった。

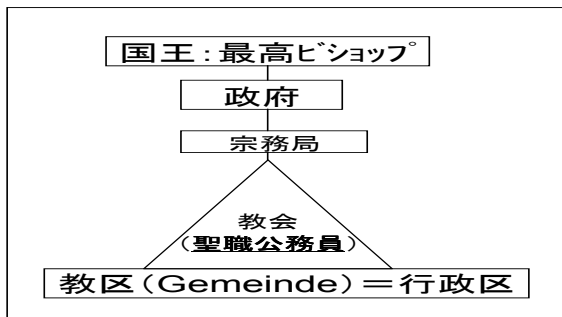


図1 19世紀プロイセンの領邦教会制

カトリック教会への統制もまた強化されつつあったが、政治的カトリシズムはその国家教会主義への応答として、「協会運動」などに立脚した19世紀的市民運動の反権力、反国家教会主義的運動の一形態として現れたものであり、同じような動きは、自由プロテスタンティズムなどのように、同時代のプロテスタント信徒にも見られるものであった。

第3章では、政治的カトリシズムが全ドイツ的に高揚した1848年革命におけるフランクフルト国民議会の憲法制定作業、とくに「ドイツ国民の基本権」の宗教的自由権について政治的カトリシズムの運動が行った「教会の国家からの独立」要求を、フランクフルト国民議会議事録（*Verhandlungen der deutschen verfassungsgebenden Reichsversammlung zu Frankfurt am Main*）を一次史料として分析した。

政治的カトリシズムは、ベルギー憲法をモデルと

して、伝統的な「王座と祭壇の同盟」関係によって獲得した諸特権を維持しつつ同時に国家教会主義的束縛から解放されること求めて、議会内党派である「カトリック・クラブ」を中心に「基本権原案第3章第14条」に対して同クラブが提出したナーゲル修正案のなかにその要求を盛り込もうとした。

a	現存及び新設の宗教団体は、それ自体国家が権力より独立する。宗教団体はその諸事を自立して処理し運営する。
b	教会役員を選任は国家権力の側からの協賛を必要とせず、保護権によっても同様である。
c	教会の布告の公表は、全ての他の布告が従う制限にのみ従わされる。
d	明らかに文化事業・授業及び慈善を目的とした施設、資産の所有及び自由な使用は、全ての宗教団体に保証される。

表1 カトリック・クラブが提出したナーゲル修正案

カトリック・クラブの主張は、そのウルトラモンタニズム的主張が議会内に高まっていたドイツ・ナショナリズム的主張と対立し、それは以後の「国民国家ドイツ」形成に当たってカトリシズムが敵視される要因のひとつとなったものの、ドイツの市民社会に浸透していた反権力というコンセンサスに訴えかけ、議会外勢力であるカトリック協会運動の支援も受けて、「教会の独立」要求をある程度「基本権」のなかに実現することができた。

	1849. 3. 28 ドイツ帝国憲法におけるドイツ国民の基本権第5章
§ 144	全てのドイツ人は、完全なる信仰及び学問の自由を有する。何人もその宗教的信条を明らかにすることを義務付けられない。
§ 145	全てのドイツ人は、私的・公的を問わずその信仰活動を制限されない。この自由の行使に基づいて犯された重罪及び軽罪は法に従って処罰される。
§ 146	市民及び国民の諸権利の享受は、宗教的信条によって留保されず制限もされない。宗教的信条は国民の義務を毀損してはならない。
§ 147	全ての宗教団体は、その諸事を自立的に処理し運営するが、一般国法には服する。いかなる宗教団体も国家によって他に優れる特権を享受しない。国教会は今後存在しない。新しい宗教団体は設立してもよい。その宗派の国家による認可は要しない。
§ 148	何人も教会の儀式あるいは祝典に臨むことを強制されてはならない。
§ 149	次の宣誓句は今後も述べるべきである。「天地神明に誓って」
§ 150	婚姻の民事上の有効性は、民法の執行にのみ依存する。教会婚は民法の執行に従う場合のみ行ってもよい。
§ 151	戸籍簿は民事官庁によって扱われる。

表2 ドイツ帝国憲法における「ドイツ国民の基本権」宗教的自由に関する条項

「ドイツ国民の基本権」はその後諸邦のラント法や憲法に取り入れられ、19世紀半ばのドイツにおける宗教的融和を象徴するものとなった。

終章では、19世紀後半から20世紀前半までの政治的カトリシズムの運動を概観した。同運動からは後に中央党が結成されたが、カトリシズムは強力なドイツ国民国家設立を目指すビスマルクによる「文化闘争」という厳しい弾圧にさらされることになった。中央党は、それ以後も宗教的危機意識を下に結束を固め、国民的大衆政党への転換を進めつつ、近代ドイツ史の主要な一要素となって影響を及ぼし続けた。第二次世界大戦後には、「キリスト教」を紐帯とする超宗派的なキリスト教民主同盟の設立によって宗派対立を乗り越え、戦後西ドイツの政治的再建に大きな役割を果たした。

V 本研究の成果と今後の課題

本論文では、従来あまり注目されてこなかったドイツの政治的カトリシズムをドイツの新たな社会層である市民層の公権力に対する抵抗運動のなかに位置づけることができた。また、ローマ教皇庁の動きとの比較によって、前近代的と評されてきたカトリシズムの運動の近代的側面に注目し、同時にドイツにおいてプロイセンあるいはプロテスタンティズムを中心に形成されようとした国民国家に、カトリシズムもまた積極的に参画しようとする政治的主体性を確立していった過程を明らかにした。

ドイツの政治的カトリシズムの事例は、従来いわれてきたように近代化によって宗教が衰微するのではなく、伝統的な宗教もまた近代世俗社会に自己適応しうることを示した。故に、宗教的要素を加味した上で、近代国民国家形成過程についての考察を再検討すべきであろうし、世界史教育においても近代国家と宗教の関係の変遷を近代史の側面の一つとして教材に取り入れなければならないであろう。それによってこそ改正教育基本法のいう「宗教に関する

一般的な教養」を高め、現代社会における宗教をめぐる諸問題への関心と理解を深めることができるはずである。

また、社会学者ユルゲン・ハーバーマスが、その近代化論において近代を特徴づけるのは「合理化」の過程であるとし、「システム」と「生活世界」の対置と前者による後者の「植民地化」、すなわち「社会の近代化が、経済成長や国家に組織的活動のもつ強制力に促されて、自然に生い茂った生活形式の生態系に闖入してくることへの、つまり、歴史的な生活世界のもつ対話的な内部構造を侵食すること」であると定義したことに代表されるように、歴史学のみならず、諸学問において今「近代とは何か」がさかんに問い直されている。それ故に世界史教育においてもまた、近代をどのように教えるのかについて真剣に議論を進める必要があるだろう。本研究は、「政治的カトリシズム」の研究を通して多面的で複雑なドイツ近代史の新たな側面のひとつを明らかにしてきたが、その「複雑な多面性」はドイツ史に限らず世界各地の、そしてあらゆる時代の歴史に共通する性質である。われわれ教師は、世界史教育の現場においては常にその「複雑な多面性」の存在を生徒に示唆し続けなければならないし、教師自身も自らの視点を常に検証し、歴史に対する理解を更新し続けなければならない。

引用文献

- ・ Haßler, K. D. (Hrsg.), *Verhandlungen der deutschen verfassungsgebenden Reichsversammlung zu Frankfurt am Main*, 9 Bde., Frankfurt am Main, 1848-49.
- ・ Huber, E. R., *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd.2, Stuttgart, 1975.
- ・ ホセ・カサノヴァ (津城寛文訳) 『近代世界の公共宗教』玉川大学出版部、1997年。
- ・ ユルゲン・ハーバーマス (三島憲一訳) 『近代 未完のプロジェクト』岩波書店、2000年。